

農業経営基盤強化の促進に  
関する基本構想

平成22年3月

大 樹 町

## 目 次

- 第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標
  - 1 大樹町農業の概況
  - 2 大樹町農業の現状と課題
  - 3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組
  
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
  
- 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  
- 第4 農業経営基盤促進事業に関する事項
  - 1 利用権設定等促進事業に関する事項
  - 2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項
  - 3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項
  - 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
  - 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
  - 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
  - 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
  
- 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項
  - 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項
  - 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
  - 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項
- 第6 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取組み
  - 1 認定農業者制度の推進
  - 2 農業経営の法人化の推進
  - 3 新規就農の促進
  
- 第7 その他

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 大樹町農業の概況

本町は、十勝管内南部に位置し、太平洋と日高山脈を境とした恵まれた土地条件を生かし酪農・畑作・肉牛を基幹とした大規模土地利用型農業を展開している。

町全体の総面積は816.38平方キロメートルで、全体の約70%が森林で、17%を農用地として利用している。

気象条件は、太平洋沿岸であるため、十勝の内陸部と比較すると気温は低く、6～7月にかけて太平洋から海霧が襲来するなど冷涼な気候となっている。

土壌は、やや粗粒な樽前・有珠系の火山灰土からなっている。

### 2 大樹町農業の現状と課題

#### (1) 本町農業の特徴

本町の農家1戸当たりの経営耕地面積は、12年には40.3haであったが、17年には59.2haとなっており、さらに経営規模の拡大が進行している状況となっている。

また、1戸当たり飼養頭数は12年には乳用牛が112頭、肉用牛が87頭であったが、17年には乳用牛が137頭、肉用牛は104頭となっており、飼養規模の拡大が進んでいる。

耕種部門は、小麦、豆類、てんさい、ばれいしょ、野菜産地指定を受けているだいこんを中心とした野菜類の栽培が行われており、特に種子用馬鈴しょについては全国に出荷展開しているなど主要な産地として位置づけられている。

17年における販売農家のうち農業所得を主体とする農家（専業農家及び第1種兼業農家）の割合が96%となっており、主副業別にみると、農業所得が主で、65歳未満の年間60日以上農業に従事する人がいる主業農家は、販売農家全体の86.2%を占めている。

農業産出額は、12年では全体で999千万円で、16年には1,141千万円を産出しており、耕種部門が約20%、畜産部門が約80%となっている。

また、販売農家の経営耕地規模別農家数では、17年では30ha以上の経営体が73.1%を占めており、本町においては、専門的な農業経営を中心とした、大規模経営による低コストで生産性の高い農業が展開されている。

#### (2) 本町農業の構造

##### ア 農家戸数及び農業就業人口等

本町の農家戸数は年々減少を続けており、17年には240戸と5年前に比べ27戸減少（△10.1%）しており、また、農業就業人口は、17年では648人となっており、農業就業人口に占める65歳以上の割合が31.0%と、高齢化の割合も高くなっている。

販売農家における15歳以上のあとつぎがない農家の割合も、17年では63.7%を占めていることから、農業従事者の高齢化や後継者不在により、今後も農家戸数の減少が懸念されている。

町内の新規就農者数については、これまで1戸2人となっているが、新規就農を目的とした農家研修生がいることから、今後は一定の確保が可能と考えられるが、現状の農家戸数を維持するには必要な水準となっていない。

## イ 耕地面積及び権利移動面積等

本町の耕地面積は、草地開発等による拡張が進んでいることから、16年は14,400haとなっており、今後、若干の拡張がされる予定である。

また、農地及び採草放牧地の耕作を目的とし、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動は、16年では件数で137件、面積で1,213haとなっている。

このうち、経営規模の拡大につながる売買と賃貸借による権利移動（農地流動化面積）は、772haであり、12年からは700ha台で推移している。その内訳をみると、賃貸借が増加傾向にあり、16年の比率は、売買が21%、賃貸借が79%となっている。

### （3）本町農業を取り巻く情勢

WTO体制下における国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷に加え、農産物の価格形成への市場原理の導入、さらには、農業生産活動のあり方として食の安全・安心の確保並びに環境保全に配慮した取組への転換が急務となっているなど、農業経営をめぐる環境が大きく変化している。

さらに、17年3月25日に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、地域における担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施するとされ、特に、これまでの品目別に講じられている経営安定対策を見直し、19年産から品目横断的な経営安定対策を導入することとされた。

これら課題に対応して、本町では「大樹町第4期総合計画」や「農業振興地域整備計画」など各種計画に沿った施策を着実に推進することにより、本町農業が持続的に発展し、地域経済を力強く牽引するために、生産基盤整備の促進、経営の近代化を加速することが求められている。

## 3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

### （1）農業経営基盤の強化の促進に当たっての基本的な考え方

農業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、本町農業を持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが急務である。

このため、農業者が自ら作成した計画に基づき、経営改善に取り組んでいく認定農業者の育成・確保や経営管理能力及び対外部信用力の向上等が期待できる農業経営の法人化を一層推進する。

また、これらの経営体が経営規模の拡大や高収益作物の導入のほか、クリーン農業・有機農業や農産物の加工・直接販売等経営の多角化など、自らの創意工夫を活かした経営を展開していけるよう、農地の円滑な利用集積や経営管理の合理化、さらには年間の農作業労働の平準化のための農作業支援システムや分業化・部門協業化など、その他の農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を総合的に講ずることとする。

## (2) 効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間

農業が職業として選択し得る魅力のあるものとするため、次のとおり、主たる従事者が他産業と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得をあげ得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	主たる従事者 1 人当たりおおむね480万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり1,800時間～2,000時間程度

## (3) 地域の実情に即した多様な担い手の育成

労働力の確保や経営コストの低減、高品質で安定した農畜産物の生産など地域の課題に対応するため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を支えるヘルパーやコントラクター、機械の共同利用組合、農作業の部門協業化などの経営支援組織を育成し、地域農業のシステム化を促進する。

また、女性農業者は、本町の農業就業人口の45.2%を占め、農業の重要な担い手であるとともに、加工や直売、景観整備などを通じて、農村の活性化に大きく貢献している。さらに、農業は個人の体力や能力に応じ、生涯にわたり関わることのできる職業であることから、高齢者も経験や知識を活かしながら、農業生産や地域活動に参加することが期待されている。

こうした実態等を踏まえ、女性農業者や高齢者の経営参画並びに地域活動を一層促進するため、家族経営協定を締結し、夫婦等による農業経営改善計画の共同申請や、集落組織への参加・協力などを推進する。

## (4) 部門別の取組について

### ア 畑作を主体とする経営

本町の畑作は、価格の低迷や調製品等の輸入増加に伴う需給の緩和、さらにはWTO等国際規律の強化など、かつてない厳しい状況に直面しているとともに、19年産から品目横断的な経営安定対策が導入され、大きな転換期を迎えている。

このような中、将来にわたり本町畑作の発展を図るためには、今後とも、実需者の求める品質・数量などのニーズを的確に把握し、需要動向に即して計画的・安定的に生産・供給するとともに、より一層の生産コストの削減が求められている。

また、畑作地域における持続的・安定的な農業生産のためには、環境に配慮した農業生産活動や地域の営農条件を考慮した適正な輪作体系の維持・確立が必要である。

このため、道が策定している「畑作物の作付指針」や農業団体が設定している「畑作物作付指標」に準拠した生産を推進するとともに、耐冷性、耐病性及び収量性・品質性が高く、かつ加工適性に優れた品種の普及や優良種苗の確保、小麦の後作緑肥等の導入による地力の維持・増進、栽培技術の高位平準化、心土破碎等の排水対策の実施などにより、畑作物の安定的な生産・供給を推進する。

さらに、野菜の指定産地を受けているだいこんや畑作的野菜、畜産等と組み合わせた経営の複合化を定着することにより、輪作体系の確立、地力の維持増進並びに農業所得の確保・向上を図る。

## イ 酪農・畜産を主体とする経営

本町の酪農・肉用牛生産は、豊富な土地基盤などを背景に規模拡大を進め、道内でも先駆的な地位を確保してきたが、これに伴い、労働力不足などが顕在化するとともに、農家戸数の減少などによる地域農業の活力低下が懸念されている状況にあることから、「大樹町酪農・肉用牛生産近代化計画」等に即して、「土・草・牛」が調和したバランスのとれた人と家畜と環境にやさしい畜産経営を確立する。

酪農については、生乳生産基地としての役割を高め、さらに発展していくため、多様な経営体の育成とヘルパーやコントラクターなど経営支援組織の強化などに取り組むとともに、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を推進する。

肉用牛については、本町の豊かな自給飼料基盤やほ場副産物の有効利用による資源循環型肉用牛生産を推進するとともに、耕種農家や酪農家との連携による地域的な取組体制を整備し、地域の特色を活かした安定的な肉用牛資源の増大や大樹ブランドの確立を図る。

さらに、飼料自給率の向上、生産コストの低減、畜産環境問題への適切な対応等に向けて草地の計画的な整備、作付地の団地化、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積、放牧の推進や町営牧場の活用を推進し、自給飼料の増産を図るとともに、近年、環境保全に対する関心が高まる中で、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の理念を踏まえて、家畜排せつ物の適切な処理と貴重な有機質資源として有効利用を促進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に大樹町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、大樹町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合 (I)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 7.0ha</li> <li>・ばれいしょ 7.0ha</li> <li>・てんさい 7.0ha</li> <li>・豆類 8.0ha</li> <li>・だいこん 2.0ha</li> <li>経営面積計 31.0ha</li> </ul>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用トラクター(50～80PS) 3台</li> <li>・農用トラック(4t) 1台</li> <li>・フロントローダー(70PS用) 1台</li> <li>・スプレー(ブーム式) 1台</li> <li>・ビート移植機(2条植え) 1台</li> <li>・ビーンスレッシャー 1台</li> <li>・だいこんは種機 1台</li> <li>・だいこん収穫機 12戸共同</li> <li>・ポテトハーベスター 3戸</li> <li>・ビートハーベスター 共同</li> <li>・普通型コンバイン 8戸共同</li> <li>・茎葉処理機 3戸共同</li> <li>・農舎(D型スチール) 1棟</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作4品に畑作的野菜を取り入れた輪作体系</li> <li>・野菜の高品質の維持と安定生産によるブランドの確立</li> <li>・共同利用組合による小麦の収穫</li> <li>・地力の維持増進(小麦跡作緑肥や茎葉すき込み)</li> <li>・有畜農家とのたい肥交換</li> <li>・土壌診断による適切なほ場管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> <li>・農業機械の共同化による作業時間の短縮</li> <li>・地域支援システムの有効活用による雇用の確保</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> </ul>

〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合 (Ⅱ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 7.0ha</li> <li>・ばれいしょ 8.0ha</li> <li>・豆類 6.0ha</li> <li>・てんさい 6.0ha</li> <li>・スイートコーン 3.0ha</li> <li>・蔬菜 5.0ha</li> <li>・緑肥作物 2.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 37.0ha</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用トラクター(50~80PS) 3台</li> <li>・農用トラック(4t) 1台</li> <li>・フロントローダー(70PS用) 1台</li> <li>・スプレー(ブーム式) 1台</li> <li>・ビート移植機(4条植え) 1台</li> <li>・ポテトハーベスター } 3戸</li> <li>・ビートハーベスター } 共同</li> <li>・普通型コンバイン 8戸共同</li> <li>・ビーンハーベスター 3戸共同</li> <li>・茎葉処理機 3戸共同</li> <li>・農舎(D型スチール) 1棟</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作4品に蔬菜を取り入れた所得の確保</li> <li>・共同利用組合による小麦の収穫</li> <li>・スイートコーンの収穫作業の委託による農作業の省力化</li> <li>・地力の維持増進(緑肥や茎葉すき込み)</li> <li>・有畜農家とのたい肥交換</li> <li>・土壌診断による適切なほ場管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> <li>・農業機械の共同化による作業時間の短縮</li> <li>・地域支援システムの有効活用による雇用の確保</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 大規模 専業 (I)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 10.0ha</li> <li>・ばれいしょ 10.0ha</li> <li>・てんさい 10.0ha</li> <li>・豆類 7.0ha</li> <li>・緑肥作物 4.0ha</li> <li>経営面積計 41.0ha</li> </ul>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用トラクター(50~80PS) 3台</li> <li>・農用トラック(4t) 1台</li> <li>・フロントローダー(70PS用) 1台</li> <li>・スプレー(ブーム式) 1台</li> <li>・ビート移植機(4条植え) 1台</li> <li>・ポテトハーベスター } 3戸</li> <li>・ビートハーベスター } 共同</li> <li>・普通型コンバイン 8戸共同</li> <li>・ビートハーベスター 3戸共同</li> <li>・茎葉処理機 3戸共同</li> <li>・農舎(D型スチール) 2棟</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要畑作物4品の4~5年輪作</li> <li>・共同利用組合による小麦の収穫</li> <li>・高性能大型機械の導入</li> <li>・地力の維持増進(緑肥)</li> <li>・有畜農家とのたい肥交換</li> <li>・土壌診断による適切なほ場管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> <li>・農業機械の共同化による作業時間の短縮</li> <li>・地域支援システムの有効活用による雇用の確保</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> <li>・臨時雇用 1人</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 大規模 専業 (II)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 14.0ha</li> <li>・ばれいしょ 14.0ha</li> <li>・てんさい 20.0ha</li> <li>・豆類 20.0ha</li> <li>・にんじん 6.0ha</li> <li>・緑肥作物 6.0ha</li> <li>経営面積計 80.0ha</li> </ul>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用トラクター(50~80PS) 3台</li> <li>・農用トラック(4t) 1台</li> <li>・フロントローダー(70PS用) 1台</li> <li>・スプレヤー(ブーム式) 1台</li> <li>・ビート移植機(4条植え) 1台</li> <li>・ポテトハーベスター } 3戸</li> <li>・ビートハーベスター } 共同</li> <li>・普通型コンバイン 8戸共同</li> <li>・ビートハーベスター 3戸共同</li> <li>・茎葉処理機 3戸共同</li> <li>・農舎(D型スチール) 2棟</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要畑作物4品に畑作的野菜を取り入れた4年輪作</li> <li>・共同利用組合による小麦の収穫</li> <li>・高性能大型機械の導入</li> <li>・地力の維持増進(緑肥)</li> <li>・有畜農家とのたい肥交換</li> <li>・土壌診断による適切なほ場管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> <li>・農業機械の共同化による作業時間の短縮</li> <li>・地域支援システムの有効活用による雇用の確保</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> <li>・臨時雇用 2人</li> </ul>

[個別経営体]

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 肉用牛 複合	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 10.0ha</li> <li>・ばれいしょ 8.0ha</li> <li>・てんさい 8.0ha</li> <li>・豆類 9.0ha</li> <li>・スイートコーン 5.0ha</li> <li>・牧草 15.0ha</li> <li>経営面積計 55.0ha</li> </ul> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖牛(黒毛) 30頭</li> <li>・育成牛 35頭</li> <li>常時飼養頭数 65頭</li> </ul>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用トラクター(50~80PS) 3台</li> <li>・農用トラック(4t) 1台</li> <li>・フロントローダー(70PS用) 1台</li> <li>・スプレヤー(ブーム式) 1台</li> <li>・ビート移植機(4条植え) 1台</li> <li>・ポテハーベスター 3戸</li> <li>・ビートハーベスター 共同</li> <li>・普通型コンバイン 8戸共同</li> <li>・ビーンハーベスター 3戸共同</li> <li>・茎葉処理機 3戸共同</li> <li>・牛舎 1棟</li> <li>・堆肥舎 1棟</li> <li>・農舎(D型スチール) 1棟</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作に肉専用種繁殖素牛生産を組合わせた複合経営</li> <li>・共同利用組合による小麦の収穫</li> <li>・スイートコーンの収穫作業の委託による農作業の省力化</li> <li>・たい肥のほ場還元による地力の維持</li> <li>・土壌診断による適切なほ場管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> <li>・農業機械の共同化による作業時間の短縮</li> <li>・地域支援システムの有効活用による雇用の確保</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> </ul>

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 25.0ha</li> <li>・ばれいしょ 30.0ha</li> <li>・だいこん 10.0ha</li> <li>・スイートコーン 15.0ha</li> <li>・かぼちゃ 1.0ha</li> <li>・緑肥作物 15.0ha</li> <li>経営面積計 96.0ha</li> </ul>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用トラクター(50~100PS) 5台</li> <li>・農用トラック(4t) 1台</li> <li>・フロントローダー(70PS用) 1台</li> <li>・スプレヤー(ブーム式) 1台</li> <li>・ビート移植機(4条植え) 1台</li> <li>・ポテトハーベスター 2台</li> <li>・普通型コンバイン 8戸共同</li> <li>・茎葉処理機 1台</li> <li>・農舎(D型スチール) 1棟</li> <li>・選果場(D型スチール) 1棟</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交換耕作による農地の有効利用</li> <li>・共同利用組合による小麦の収穫</li> <li>・スイートコーンの収穫作業の委託による農作業の省力化</li> <li>・高性能大型機械の導入</li> <li>・構成員間の作業分担方式</li> <li>・地力の維持増進(緑肥や茎葉すき込み)</li> <li>・土壌診断による適切なほ場管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・作目別原価の把握、コスト分析</li> <li>・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売</li> <li>・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入</li> <li>・従業員の社会保険の加入</li> <li>・定期的な休日の確保</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 3人</li> <li>・補助従事者 3人</li> <li>・常時雇用 3人</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (I)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 25.0ha</li> <li>・牧草(放牧) 10.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 35.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 40頭</li> <li>・育成牛 18頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 58頭</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎 1棟</li> <li>・バンカーサイロ 2基</li> <li>・パドック 1式</li> <li>・堆肥舎 1棟</li> <li>・尿溜 1基</li> <li>・バルククーラー 1台</li> <li>・パイプラインミルクカー 1式</li> <li>・バーンクリーナー 1式</li> <li>・マニユアスプレッダ 1台</li> <li>・飼料庫(D型スチール) 1棟</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存スタンション牛舎等の活用</li> <li>・集約的放牧技術を採用するとともに、ヘルパーを活用したゆとり経営</li> <li>・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地への利用還元</li> <li>・地域支援システムの活用による機械の有効利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> <li>・酪農ヘルパーの活用による休日等の確保</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> <li>・ヘルパー</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (Ⅱ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 45.0ha</li> <li>・サイレージ用とうもろこし 5.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 50.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 80頭</li> <li>・育成牛 42頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 122頭</p>	<p>&lt;機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛舎 1棟</li> <li>・育成牛舎 1棟</li> <li>・敷料舎 1棟</li> <li>・バンカーサイロ 3基</li> <li>・パドック 1式</li> <li>・堆肥舎 1棟</li> <li>・尿溜 1基</li> <li>・バルククーラー 1台</li> <li>・パイプラインミルクカー 1式</li> <li>・バーンクリーナー 1式</li> <li>・農用トラック(4t) 1台</li> <li>・マニュアルスプレッダ 1台</li> <li>・飼料庫(D型スチール) 1棟</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存スタンション牛舎等の活用</li> <li>・ヘルパーを活用したゆとり経営</li> <li>・高泌乳生産の追及</li> <li>・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地への利用還元</li> <li>・地域支援システムの活用による機械の有効利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> <li>・請負組織への作業委託</li> <li>・酪農ヘルパーの活用による休日等の確保</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> <li>・ヘルパー</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (Ⅲ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 80.0ha</li> <li>・サイレージ用とうもろこし 10.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 90.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 150頭</li> <li>・育成牛 76頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 226頭</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎 1棟</li> <li>・ミルクিংパーラー 1棟</li> <li>・バンカーサイロ 4基</li> <li>・飼料庫 1棟</li> <li>・分娩舎 1棟</li> <li>・堆肥舎(育成用) 1棟</li> <li>・スラリーストアー 1基</li> <li>・スラリーポンプ 1式</li> <li>・曝気槽・曝気ポンプ 1式</li> <li>・バルククーラー 1台</li> <li>・スキットローダー 1台</li> <li>・TMRミキサー 1台</li> <li>・タイヤショベル 1台</li> <li>・スラリーローリー 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルーストール・ミルクিংパーラー</li> <li>・自給飼料生産は一部コントラクターに委託</li> <li>・スラリーストアを活用した液肥生産とその草地への利用還元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> <li>・請負組織への作業委託</li> <li>・酪農ヘルパーの活用による休日等の確保</li> <li>・臨時雇用活用による省力化</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> <li>・臨時雇用 1人</li> <li>・ヘルパー</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 専業 (専用畜舎)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 25.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 25.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖牛 70頭</li> <li>・育成牛等 80頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 150頭</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛舎 1棟</li> <li>・子牛育成牛舎 1棟</li> <li>・堆肥舎 1棟</li> <li>・敷料庫 1棟</li> <li>・乾草舎 1棟</li> <li>・ショベルローダー(40PS) 1台</li> <li>・乗用トラクター(70PS) 1台</li> <li>・農用トラック 1台</li> <li>・家畜計量器 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麦桿等耕種農家の残さとたい肥の交換</li> <li>・夏期間の公共牧場への預託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 専業 (専業一貫)	<作付面積等> ・牧草(採草) 25.0ha 経営面積計 25.0ha  <飼養頭数> ・繁殖牛 70頭 ・育成牛等 83頭 常時飼養頭数 153頭	<機械施設設備> ・成牛舎 1棟 ・子牛肥育牛舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・敷料庫 1棟 ・乾草舎 1棟 ・ショベルローダー(40PS) 1台 ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・農用トラック 1台 ・家畜計量器 1台  <その他> ・育成から肥育までの一貫生産 ・麦稈等耕種農家の残さとたい肥の交換 ・夏期間の公共牧場への預託	・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営計画、労 務、財務、ほ 場管理 ・資金繰り表等 による資金管 理	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制・休日制の 導入  <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 専業 (兼営)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 50.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 50.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <p style="text-align: right;">500頭</p> <p>&lt;導入頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>牝初生牛 525頭</li> </ul>	<p>&lt;機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛舎 1棟</li> <li>・子牛育成牛舎 1棟</li> <li>・堆肥舎 1棟</li> <li>・敷料庫 1棟</li> <li>・乾草舎 1棟</li> <li>・ショベルローダー(40PS) 1台</li> <li>・乗用トラクター(70PS) 1台</li> <li>・農用トラック 1台</li> <li>・家畜計量器 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麦桿等耕種農家の残さとたい肥の交換</li> <li>・肥育技術の高度化による収益の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入</li> </ul> <p>&lt;家族労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> </ul>

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (I)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 160.0ha</li> <li>・サレヅ用とうもろこし 40.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 200.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 300頭</li> <li>・育成牛 153頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 453頭</p>	<p>&lt;機械施設設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎 1棟</li> <li>・ミルクキングパーラー 1棟</li> <li>・育成牛舎 1棟</li> <li>・バンカーサイロ 12基</li> <li>・飼料庫 1棟</li> <li>・分娩舎 1棟</li> <li>・ほ育舎 1棟</li> <li>・堆肥舎(育成用) 1棟</li> <li>・スラリーストアー 1基</li> <li>・スラリーポンプ 1式</li> <li>・曝気槽・曝気ポンプ 1式</li> <li>・バルククーラー 1台</li> <li>・スキットローダー 1台</li> <li>・TMRミキサー 1台</li> <li>・ほ乳ロボット 1式</li> <li>・タイヤショベル 1台</li> <li>・スラリーローリー 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルーストール・ミルクキングパーラー</li> <li>・夏期間の公共牧場への預託</li> <li>・自給飼料生産は内部完結</li> <li>・スラリーストアを活用した液肥生産とその草地への利用還元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入</li> <li>・従事者の社会保険の加入</li> <li>・定期的な休日や長期休暇が確保できる労務体制の確立</li> <li>・雇用労働力の拡大</li> <li>・研修生の受入</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 3人</li> <li>・補助従事者 3人</li> <li>・常時雇用 1人</li> </ul>

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (Ⅱ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草)310.0ha</li> <li>・サレージ用とうもろこし 50.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 360.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 600頭</li> <li>・育成牛 306頭</li> </ul> <p>常時飼養頭数 906頭</p>	<p>&lt;機械施設装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎 1棟</li> <li>・ミルクキングパーラー 1棟</li> <li>・育成牛舎 1棟</li> <li>・バンカーサイロ 12基</li> <li>・飼料庫 1棟</li> <li>・分娩舎 1棟</li> <li>・ほ育舎 1棟</li> <li>・堆肥舎(育成用) 1棟</li> <li>・スラリーストアー 1基</li> <li>・スラリーポンプ 1式</li> <li>・曝気槽・曝気ポンプ 1式</li> <li>・バルククーラー 1台</li> <li>・スキットローダー 1台</li> <li>・TMRミキサー 1台</li> <li>・ほ乳ロボット 1式</li> <li>・タイヤショベル 1台</li> <li>・スラリーローリー 1台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルーストール・ミルクキングパーラー</li> <li>・夏期間の公共牧場への預託</li> <li>・自給飼料生産は内部完結</li> <li>・スラリーストアを活用した液肥生産とその草地への利用還元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理</li> <li>・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入</li> <li>・従事者の社会保険の加入</li> <li>・定期的な休日や長期休暇が確保できる労務体制の確立</li> <li>・雇用労働力の拡大</li> <li>・研修生の受入</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 4人</li> <li>・補助従事者 4人</li> <li>・常時雇用 2人</li> </ul>

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本町においては、離農や規模縮小に伴い供給される農用地を、農地移動適正化あっせん事業や農地保有合理化事業など各種の農地流動化施策を講じながら、認定農業者など効率的で安定的な農業経営への利用集積を着実に進めてきており、17年3月末現在で、農用地面積の92%がこれら経営に利用集積されている。

本町農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地に利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を次のとおりとする。

効率的で安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標
将来の本町農用地面積の95%程度

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要が有る。

このため、農業経営の育成・確保に関する取組と併せて、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるよう努めるとともに、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業を柱とした農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

本町基幹の酪農は、ここ3カ年で12戸が離農するなど経営体が減少しており、担い手不足による集落共同体のせい弱化、引受農用地の拡散化、地域生産力の低下が見受けられる。

将来にわたって効率的かつ安定的な農用地の利用集積・面的集積を推進するため、大樹町ゆとり農業推進会議や大樹町担い手育成総合支援協議会が中心となり、新たな担い手となる新規就農者の誘致と営農支援や研修体制の整備、農作業受委託への支援、経営農地が分散している地区に対して農用地の集団化（交換分合事業等）の実施、本町の基幹である酪農経営における農作業効率の向上とコスト低減を図るべく地域TMRセンターの整備、共同経営による労働力の集約化と軽減のための法人化の推進を進める。

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

大樹町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、大樹町農業の地域特性である酪農、畑作など土地利用型経営を中心とした多様な農業生産の展開や農業後継者の減少傾向にあるなどの状況を十分踏えて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

大樹町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

### ①□利用権設定等促進事業

- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下各個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。
  - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
    - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
    - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
    - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
    - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従業者たる構成員をいう。）がいるものとする。
    - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、また近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されてい

る者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第18条第2項6号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 大樹町長への確約書の提出や大樹町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われ

る場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与も含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 大樹町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 大樹町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合する認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 大樹町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 大樹町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるように努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

## (5) 要請及び申出

- ① 大樹町農業委員会は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）認定

農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、大樹町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 大樹町の全部又はその一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 大樹町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 大樹町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、大樹町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 大樹町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、大樹町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用しないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）（以下、「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
  - ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（(オ)については、必要に応じて定める）
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
    - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

## （8）同意

大樹町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有部分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

## （9）公告

大樹町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の

規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を大樹町の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

大樹町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

大樹町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 大樹町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 大樹町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。

③ 大樹町は②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を大樹町の掲示板への掲示により公告する。

④ 大樹町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借または

使用貸借が解除されたものとする。

## 2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 大樹町は、道内一円を区域として農地保有合理化事業を行う(財)北海道農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 大樹町は、大樹町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして、効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の面的集積を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。
- (2) 大樹町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

大樹町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定め

るものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を大樹町に提出して、農用地利用規程について大樹町の認定を受けることができる。

② 大樹町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 大樹町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を大樹町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認める時は、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5

条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 大樹町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが、確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程(以下特定農用地利用規定という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用規定の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規定を変更しようとするときは、大樹町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規定で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規定を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規定を大樹町に届け出るものとする。
- ③ 大樹町は認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規定(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

## (8) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図られるよう努めるものとする。

## (9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 大樹町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 大樹町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人（財北海道農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、大樹町ゆとり農業推進会議との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

## 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

### (1) 農作業の受委託の促進

大樹町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準

の設定

## (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

大樹町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、関係機関・団体の協力のもとに人材育成の方向を明らかにし、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、酪農ヘルパー制度の拡充や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するための必要なその他の関連施策との連携

大樹町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 大樹町は、国営直轄明渠排水事業、国営総合農地防災事業、道営緊急畑地帯総合整備事業など、農業生産基盤の整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 大樹町は、大樹川南及び川北地区畜産担い手育成総合整備事業（平成15年度～平成18年度）によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 大樹町は、農村環境の保全に努めるとともに、し尿・生活雑排水対策等定住条件の整備を通じて農業の担い手の確保に努める。

エ 大樹町は、強い農業づくり交付金事業により、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

オ 大樹町は、元気な地域づくり交付金事業により、地域の土地利用の見直しを通じて農用地の集団化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

カ 大樹町は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

大樹町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力を推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、大樹町ゆとり農業推進会議のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、大樹町はこのような協力の推進に配慮する。

## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

大樹町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手との確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 大樹町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた大樹町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 大樹町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農用地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農用地利用改善団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、大樹町が事業実施地域の調整を行うこととする。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるも

のとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
  - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
  - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
  - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
  - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
  - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
  - ウ 農用地等の管理に関する事項
  - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

## (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、大樹町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、大樹町から承認を受けるものとする。
- ② 大樹町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
  - ア 基本構想に適合するものであること
  - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
  - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
  - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
    - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
    - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
    - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
  - オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
  - カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
  - キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業

と併せて行うものであること。

- ③ 大樹町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 大樹町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を大樹町の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

### (3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 大樹町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 大樹町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 大樹町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
  - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。
  - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 大樹町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を大樹町の公報への記載により公告する。

### (4) 大樹町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

- ① 大樹町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 大樹町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、大樹町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 大樹町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 大樹町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を大樹町の公報への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

### (5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

### (6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。

- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知）第1の2の（6）のアの（ウ）に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
  - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
  - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
  - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

#### (7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

#### (8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の現地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

#### (9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

## 第6 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取組

### 1 認定農業者制度の推進

5年8月に「農業経営基盤強化促進法」の制定により創設された認定農業者制度は、農業経営者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや経営者としての自覚を高めることが期待できることから、町としては、これまで関係機関・団体と連携し、制度の普及推進に取り組んできた。

国の新たな基本計画においては、地域における担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施することとし、また、担い手の明確化を図るための仕組みとして、認定農業者制度が基本に位置付けられている。特にこれまでの品目別に講じられている経営安定対策を見直し、19年産から品目横断的な経営安定対策が導入されることとされ、その対象となる担い手については、認定農業者のほか、一定の要件を満たす集落営農組織とされた。

こうした状況を踏まえ、本町においては、効率的かつ安定的な農業経営を早急に育成・確保するため、町、農業委員会、農業協同組合など地域の関係機関・団体が、一層連携を強化し、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取組を行っていくとともに、これらの関係機関・団体から構成される大樹町ゆとり農業推進会議が中心となって、効率的に施策が展開されるよう、次のような取組を加速化する。

#### (1) 農用地の利用集積対象経営の認定農業者への誘導

農用地の利用集積対策における「基本構想の水準到達者」については、速やかに農業経営改善計画の作成指導を行い、認定農業者へ誘導することとし、「今後育成すべき農業者」については、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業経営として、経営改善指導を通じた計画的な営農改善の取組を促し、認定農業者への誘導を促進する。

#### (2) 認定農業者制度の運営改善の徹底

認定農業者制度の更なる普及推進に取り組むとともに、制度の推進に当たっては、「目指すべき農業経営の指標等の適正化」、「認定プロセスの透明性の確保」及び「農業経営改善計画認定後のフォローアップ」など制度の運営改善の徹底を図ることとし、関係機関・団体の連携を強化し、認定農業者へのフォローアップ活動や認定志向農業者への農業経営改善計画の作成支援等を促進する。

#### (3) 認定農業者に対する支援施策の活用促進

認定農業者に対しては、経営改善の相談活動、低利の制度資金の融通、税制上の特例措置や農業者年金の保険料助成など各種の施策が講じられているところであり、今後とも、認定農業者が各種支援施策を効果的に活用しつつ、農業経営改善計画に沿った経営改善の取組を円滑に進めることができるよう、積極的な情報提供を行うとともに、必要な支援施策を講ずる。

## 2 農業経営の法人化の推進

国際化の急速な進展等の中、時代の変化に対応し得る優れた経営感覚を備えた効率的かつ安定的な農業経営を育成していく観点から、農業経営の法人化への取組を推進してきた。

この結果、大樹町では、17年3月現在26法人が設立されている。

効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を進め、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが求められている中で、農業経営の法人化又は経営管理能力・資金調達力の向上、就業条件の整備による優れた人材の確保など、多くのメリットが期待されることから、今後とも農業経営の法人化を積極的に推進する。

特に担い手不足が深刻化している地域集落にあっては、将来にわたって農地が有効に利用されるよう公益的な役割が期待される特定農業法人の育成を支援する。

## 3 新規就農の促進

農業従事者の高齢化の進行及び後継者不足による農家戸数の減少は、農業を基幹産業とする本町においては、大きな課題でありとともに、地域社会の活力の低下などが懸念されている。

一方、新規就農者は増加傾向にあり、農外からの新規参入やUターン就農など就農形態が多様化している。今後、国民の価値観の変化などから、都市住民の農業への関心は、今後ますます高まるものと見込まれている。

このため、大樹町農業担い手センターが核となり、新規就農希望者への情報提供や就農相談・研修先のあっせん等を行うとともに、就農に当たっては、関係機関・団体と連携し、受入体制の整備の促進、就農に必要な制度資金の融通や農場リース事業の活用などの支援策を講ずる。

また、農業協同組合、農業改良普及センター等関係機関・団体が中心となり、新規学卒就農者をはじめ、新たに就農した者への農業技術や経営管理能力の向上等に関する取組を推進する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この基本構想は、平成 年 月 日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑤関係）

次に掲げるものが利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条の第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規程する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの定められる賃借の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> <p>4 小作料の一括前払を行う場合の借賃については、1に係わらず賃貸借当事者間の協議した方法により支払うことができる。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わない時は、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるよとするものとする。	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため、高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有者は移転する。ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地保有合理化法人が所有権の移転を行う場合の取扱については、それぞれの定めるところによるものとする。

## 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

大樹町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

## 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 大樹町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた大樹町全域を対象として行うことを基本とする。

② 大樹町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないよう、大樹町が事業実施地域の調整を行うこととする。

## 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

## (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

## ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

## ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

## ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

## ④ 事業実施地域に関する事項

## ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

## ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

## (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、大樹町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、大樹町から承認を受けるものとする。

② 大樹町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

（ア）農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

（イ）農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

（ウ）農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 大樹町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 大樹町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域をB町の公報への記載により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3)農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 大樹町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対しその業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 大樹町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 大樹町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 大樹町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨をB町の公報への記載により公告する。

(4)大樹町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

① 大樹町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 大樹町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、B町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 大樹町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 大樹町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を大樹町の公報への記載により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5)農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6)農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知）第1の2の(6)のアの(ウ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。

- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。  
この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。  
② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。  
② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。  
③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。